

一般社団法人日本蚕糸学会 選挙規程

(平成 24 年 3 月 17 日改正)

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本蚕糸学会(以下、この法人という)における選挙のうち、定款に定めるもののほか、以下に関して必要な事項を定める。

- (1) 代議員の選出
- (2) 理事および監事を社員総会で選任する際の候補者の選出
- (3) 会長および副会長を理事会で選定する際の候補者の選出

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第 2 条 前条各号を実施するために、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第 3 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長 1 名、選挙管理委員 2 名で構成する。

- 2 選挙管理委員長は会長が選任して委嘱する。
- 3 選挙管理委員は選挙管理委員長の推薦を受けて会長が委嘱する。
- 4 選挙管理委員長は、会員中より選挙管理委員会幹事若干名を指名して、選挙管理事務にあたらせる。

(選挙管理委員等の任期)

第 4 条 前条に規定する構成員の任期は、会長を選定する理事会の終了後から、次に会長を選定する理事会の終了時までとする。

第 3 章 選挙区

(選挙区)

第 5 条 代議員の選挙および選挙区選出理事候補の選出は、次項に定める選挙区ごとに行なう。

- 2 選挙区は次のとおりとする。

- (1) 東北地区：北海道・青森県・秋田県・山形県・岩手県・宮城県・福島県
- (2) 関東地区：東京都・神奈川県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県
- (3) 中部地区：長野県・新潟県・富山県・石川県・山梨県
- (4) 東海地区：静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
- (5) 関西地区：和歌山県・奈良県・福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・島根県・鳥取県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- (6) 九州地区：福岡県・長崎県・佐賀県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

3 各選挙区における選挙権者および被選挙権者は、代議員の任期満了の前年の 7 月 1 日に当該選挙区に在在するとしてこの法人に登録されている正会員とする。

4 選挙区ごとの代議員の定数は、代議員の任期満了の前年の 7 月 1 日の正会員数によって、選挙管理委員会が按分して割り当てる。ただし、端数は切り上げる。

第 4 章 選挙

(選挙の告示)

第 6 条 選挙の告示は、それぞれの期日の 10 日前までに、選挙権者に書面で通知する。

2 選挙の告示の通知に際しては、該当する被選挙権者の名簿、投票用紙および返信用封筒を配布する。

(投票の方法)

第 7 条 投票は、選挙権者ごとに、当該選挙区の定数と同じかそれ以下の数の被選挙権者の氏名を、選挙管理委員会が指定する投票用紙に記入することにより行なう。

2 投票は、選挙管理委員会が指定する期限までに、選挙管理委員会が指定する住所に郵送するか、直接届けることにより行なう。

(投票の効力)

第 8 条 投票の効力は、次項の規定に基づいて選挙管理委員と協議して選挙管理委員長が決定する。

2 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

(1) この規程および選挙管理委員会で定める投票方法に違反したもの。

(2) 選挙管理委員会が指定する期限より遅く到着したもの。

(3) 定数を超過して記入したもの。

(開票)

第 9 条 開票は、選挙管理委員長および選挙管理委員の立会いのもと、選挙管理委員会幹事が行なう。

第 5 章 代議員の選挙

(選挙の期日)

第 10 条 代議員の選挙は、代議員の任期満了の前年の 9 月から 10 月に行なう。

(代議員当選人の決定)

第 11 条 代議員の選挙において、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。

2 得票数が同一の場合は、入会時に申告された生年月日に基づき、年長者から順に当選人とする。

(補欠の代議員)

第 12 条 定款第 14 条に規定される補欠の代議員を、代議員に加えて前条に準じて各選挙区ごとに順位をつけて選出する。

2 補欠の代議員の数は、各選挙区の代議員の定数と同数とする。ただし、各選挙区の代議員の定数が 5 名に満たない場合は補欠の代議員の数は 5 名とする。

3 代議員が欠ける場合は、当該代議員を選出した選挙区の補欠の代議員の上位者から順に代議員とする。

4 補欠の代議員が不足する場合は、当該選挙区について補欠選挙を行なう。

第 6 章 役員等の候補者の選出

(理事候補者の種類)

第 13 条 理事候補者の種類は次の通りとする。

(1) 選挙区選出理事候補者：選出の方法は次条の通りとする。

(2) 代議員選出理事候補者：選出の方法は第 15 条の通りとする。

(選挙区選出理事候補者の選出)

第 14 条 選挙区選出理事候補者は各選挙区から 1 名を選出する。

2 選挙区選出理事候補者の選出は、第 10 条に規定する代議員選挙に合わせて行なう。

3 選挙区選出理事候補者は第 11 条に準じて決める。

(代議員選出理事候補者および監事候補者の選出)

第 15 条 代議員選出理事候補者および監事候補者はそれぞれ 4 名および 2 名を選出する。

2 代議員選出理事候補者および監事候補者の選挙権者は第 11 条によって当選した代議員（以下、代議員内定者という）とし、被選挙権者は選挙区選出理事候補者以外の正会員とする。

3 代議員選出理事候補者および監事候補者の選出は、第 11 条によって代議員の当選人が決まった後、2 か月以内に行なう。

4 代議員選出理事候補者および監事候補者の当選人は第 11 条に準じて決める。

5 代議員選出理事候補者および監事候補者に重複して選出された者は監事候補者とし、代議員選出理事候補者は順次繰り上げて選出する。

(会長および副会長の候補の選出)

第 16 条 会長および副会長の候補者はそれぞれ 1 名を選出する。

2 会長および副会長の候補者の選挙権者は代議員内定者とし、被選挙権者は理事候補者とする。

3 会長および副会長の候補者の選出は、第 15 条に規定する代議員選出理事候補者が決まった後、1 か月以内に行なう。

4 会長および副会長の候補者は第 11 条に準じて決める。

5 会長および副会長の候補者に重複して選出された者は会長候補者とし、副会長候補者は繰り上げて選出する。

第 7 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第 17 条 この規程は、理事会の承認によって変更することができる。

(附則)

1 この規程は一般社団法人日本蚕糸学会設立の登記の日から施行する。